

柴田町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、居宅を訪問して支援する者（以下「訪問支援員」という。）を派遣する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19条の規定に基づき実施する柴田町子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、柴田町とする。ただし、事業の一部を適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者又は団体（以下「受託事業者」という。）に委託できるものとする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) ヤングケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他必要な援助を提供する者のうち、18歳未満の者をいう。

(2) 若年妊婦等 20歳未満の妊産婦をいう。

(支援の対象)

第4条 支援の対象となる世帯は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯とする。

(1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

(2) 食事、生活環境等について養育を支援することが特に必要と認められる不適切な養育状態にある児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

(3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

(4) その他町長が事業による支援を特に必要と認める者

(支援の内容)

第5条 支援の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

(1) 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行その他家事支援

(2) 乳児の沐浴介助等の育児支援、養育支援

(3) 家事又は育児に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言

(4) 町の母子保健施策、子育て支援施策に関する情報提供

(5) 第4条各号に規定する者や児童の状況及び養育環境の把握並びに町への報告

2 前項に規定する支援は、原則、保護者の在宅時に行うものとする。ただし、ヤングケ

アラーの負担軽減等やむを得ない場合は、町長がその必要性を認め、保護者と受託事業者双方が合意した場合に限り、保護者不在時に支援を行うことができるものとする。

(訪問支援員の要件)

第6条 訪問支援員は、次の各号のいずれかに該当する者で、町長が適当であると認めた者とする。

- (1) 保健師、助産師、看護師、准看護師又は保育士
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護福祉士その他政令で定める者の資格を有する者
- (3) 旧訪問介護員3級以上の資格を有する者
- (4) 民間事業者に所属し、又は個人事業主として一般家庭を訪問し、調理、掃除又は洗濯等の家事援助に10回以上従事した経験を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は訪問支援員として登録することはできない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

3 訪問支援員は、あらかじめ事業の実施に必要な知識及び技術を習得するため町が行う研修を受講しなければならない。ただし、他の研修等の修了をもって取得したと町長が判断した項目は省略することができる。

(利用申請)

第7条 訪問支援員の派遣を受けようとする者は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(利用の承認等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に係る世帯の状況その必要な事項を調査の上、利用の承認又は不承認を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認を決定（以下「承認の決定」という。）したときは、訪問支援員を派遣する。

(申請内容の変更)

第9条 承認の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、その申請内容に変更があった場合は、子育て世帯訪問支援事業利用申請内容変更届（様式第3号）により、町長に届

け出るものとする。

- 2 町長は、前項の届出があったときは、届出の内容について審査し、前条で決定した内容に変更が生じる場合は、子育て世帯訪問支援事業利用承認内容変更通知書（様式第4号。以下「変更通知書」という。）により当該利用者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請の取消しの申出があった場合
- (2) 第4条第1項各号に掲げる支援の提供の必要がなくなった場合
- (3) 偽りその他不正な手段により承認の決定を受けた場合
- (4) その他承認の決定を取り消すことが適当であると認めた場合
（派遣の日数等）

第11条 訪問支援員の派遣は、利用者の属する世帯に対し、1日1回とし、同一世帯について48時間を上限とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、延長することができるものとする。

- 2 派遣の時間は1時間を単位として行い、1回当たり2時間を上限とし、午前9時から午後7時までの範囲内で行うものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 派遣の実施は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日をいう。）を除く平日に行う。

（派遣の取消し及び中止）

第12条 受託事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問支援員の派遣を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 感染症を有する者が世帯にいる場合
- (2) 偽りその他不正な手段により派遣を受けようとし、又は受けた場合
- (3) その他訪問支援員を派遣することが適当でないとも認められる場合
（支援の履行確認）

第13条 訪問支援員は、支援を行ったときは、子育て世帯訪問支援事業確認書（様式第5号）に支援の内容を記録し、速やかに利用者から履行の確認を受けるものとする。

（費用の負担）

第14条 利用者は、別表第1に定める利用者負担額を負担するものとし、訪問支援員を派遣した受託事業者に直接当該利用者負担額を支払うものとする。

- 2 前項の利用者負担額の決定は、当該世帯及び当該世帯と生計を同一にする者の前年（1月から6月までの間にあっては前々年）の所得を証明する書類（生活保護受給世帯の場合は、生活保護受給証明書の写し）を提出させて行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、利用者からの同意を得た場合で、当該世帯の状況について必要な調査を行うことにより、利用者負担額の区分を公簿等で確認することが

できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- 4 前2項の規定により、利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、変更通知書により当該利用者へ通知するものとする。
- 5 訪問支援員が買い物の代行その他の支援を行う際に実費が必要な場合は、当該実費は利用者が負担し、受託事業者が利用者から徴収するものとする。
- 6 利用者は、自己都合により訪問支援員の派遣を中止し、キャンセル料が発生した場合は、別表第1に規定するキャンセル料を受託事業者へ支払わなければならない。

(訪問支援員等の責務)

第15条 受託事業者及び訪問支援員は、利用者に関し職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 訪問支援員は、支援を行うに当たっては、利用者及びその家族の人格を尊重しなければならない。
- 3 訪問支援員は、この告示に定めるもののほか、何人に対しても報酬を請求してはならない。

(委託による事業の実施に関する必要事項)

第16条 第2条の規定により、町長が事業を委託する場合における委託内容、実施報告、委託料その他必要な事項は、当該委託に係る契約において定める。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による事業者等の決定に関し必要な行為及び第6条の規定による利用者の申請及び利用決定に関し必要な行為は、この告示の施行前において行うことができる。

(柴田町育児ヘルプサービス支援事業実施要綱及び柴田町ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の廃止)

- 3 柴田町育児ヘルプサービス支援事業実施要綱(平成28年柴田町告示第16号)及び柴田町ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成28年柴田町告示第17号)は、廃止する。

別表第 1

世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）
生活保護世帯、町民税非課税世帯	0円
町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯かつ児童扶養手当受給世帯	150円
町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯、町民税所得割課税額が77,101円以上の世帯かつ児童扶養手当受給世帯	300円
上記以外の世帯	600円
キャンセル料	利用日の前日（前日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前の平日）の午後5時までに受託事業に連絡がなかった場合に発生し、利用予定時間分の利用者負担額と同額を利用者が負担するものとする。

備考

買い物等その他の支援を行うに際し実費が必要な場合は、当該実費は利用者が負担するものとする。